

資料 4

弁護士報酬の敗訴者負担について（概要）

1 基本的な制度設計

制度の対象

- ・ 訴訟手続に限る。
- ・ 訴訟代理人（弁護士等）への報酬に限る。

要件

- ・ 当事者双方に訴訟代理人が選任されていなければならない。
- ・ 訴えの提起後に当事者双方による共同の申立てがなければならない。
- ・ 約款等で共同の申立てをする旨の一方的な取り決めがされないようにする。

効果

- ・ 訴訟代理人の報酬の一部が訴訟費用と同様に扱われる。
- ・ 当事者が複数の訴訟代理人を選任している場合でも、そのことによって、訴訟費用と同様に扱われる訴訟代理人の報酬の額は増加させない。

2 負担額の定め方

- ・ 訴訟の目的の価額に応じて法律で負担額を定める。
- ・ 負担額の上限を定める。

弁護士等の報酬の敗訴者負担について

訴えの提起

当事者双方が弁護士等の訴訟代理人を選任（要件①）

当事者

訴訟代理人

当事者

訴訟代理人

共同の申立て（要件②）

左の要件①、②のいずれかを満たさない場合

原則どおり弁護士等の報酬は各自負担

弁護士等の報酬について訴訟費用と同様に扱い、勝訴者が敗訴者から回収することができる